

イランに対する米国制裁に関するよくあるご質問(FAQs)

概要

イランに対する米国制裁は、特定の法律や特定の情報源に取り纏められておらず、様々な法律/規則/大統領令に含まれています。全世界共通のテーマがある限り、イランに関する制裁は、適用される通商/取引の両方においてその対象が拡大され続けており、また、非米国人/法人への域外適用も拡大し続けています。

近年の米国制裁の進展を概観すると、当初の米国制裁体制は基本的に「米国人」を適用対象としており、米国人には米国企業、海外在住の米国人、米国在住の外国人が含まれていました。米国制裁は海外資産管理局(Office of Foreign Assets Control, OFAC)が主にその実施の責任を担ってきた経緯があり、米国人はとりわけ Iran Sanctions Act of 1996 (ISA)及び OFAC により実施される規則の対象とされました。これらの法規制の下、米国人は長年にわたり事実上イランに関係する取引に従事することを禁止されています。

基本的に制裁適用を米国人に限定する米国政府の方針は、Comprehensive Iran Sanctions, Accountability and Divestment Act (CISADA)の成立により劇的に変化し始めました。CISADA は 2010 年 7 月に可決され、ISA における多数の重要点に変更されることになりました。CISADA は外国人に対する制裁適用を規定していたことからとりわけ影響が大きく、また、従前の OFAC による実施と異なり、CISADA に規定される制裁の実施は国務省が責任を有する点が従前の規則とは異なっていました。

CISADA 制定以降、米国は外国人を適用対象とする追加制裁を制定しイランにプレッシャーをかける試みを行っています。同試みによりこれまで Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act of 2012 (ITRSHRA)、National Defense Authorization Act for 2012 (NDAA 2012)、National Defense Authorization Act for 2013 (NDAA 2013)等を含む更なる法規則が制定されました。また、イラン制裁体制は、外国人に対する制裁を適用する一連の大統領令により補完され、多くの場合において著しく拡大されています。これら大統領命令には、とりわけ、2011 年 11 月発行 E.O 13590、2012 年 5 月発行 E.O 13608、2012 年 7 月発行 E.O 13622 が含まれます。

以下の FAQs は、外国人に関する関連法規則及び E.O.を取り纏め、制裁の実際の適用についてコメントを提供するものです。但し、本 FAQs は何らかの取引により科される制裁について全て網羅しているわけではありません。イランに関係する取引を行おうとする者は国籍に関係なく、当該取引による意図しない法規則違反、予期しない遅延、中止を避けるべく法的助言を求めるべきです。これらの背景を踏まえ、本 FAQs をお役立て下さい。

FAQs

1. 米国法におけるイランに対する貿易制裁の実施の根拠は何ですか？

上記で説明した通り、現在の米国貿易制裁は1つの法規則によるものではなく、広範な法律、規則、大統領令によるものです。

2. 大統領令とはどういうものですか？

大統領令は米国大統領による命令で、通常の立法手続きを経ずとも法的拘束力を有します。

3. 米国貿易制裁の実施について責任を有するのは誰ですか？

制裁の関係法規則により、米国貿易制裁は、国務省、財務省、もしくはその両方、及びその他の省庁や政府機関が権限を有します。但し、一般的なルールとして、外国人に対する制裁や石油もしくは石油化学製品の輸送に関する制裁は国務省が基本的に中心的役割を担います。

4. 制裁は誰に科されますか？

基本的に、制裁は制裁対象行為に従事する外国人(自然人、企業及びその承継者、企業として活動する政府機関やその承継者を含む)に科される可能性があります。国務省のガイダンスによると、法人、商業組合、共同経営会社、協会、トラスト、金融機関、保険会社、引受会社、保証会社を含むあらゆる種類の企業組織がこの広範な定義の中に含まれます。

また、制裁対象とされている企業の後継会社や制裁対象を所有もしくはコントロールしている者と取引を行った場合(その者が当該取引に制裁対象者が関係していることを知っていたかまたは知り得べきだった場合)や、制裁対象者と同一所有もしくはその支配下にある者と制裁対象行為であることを知りながら取引を行った場合にも制裁が科されます。

さらに、ある制裁(ISA やそれを改定する CISADA や ITRASHA により科される制裁を含む)では、外国企業の執行役員、代表者、支配株主の米国入国を制限し、代表役員に制裁を科す場合があります。代表役員に対する制裁は制裁対象者に科される金融制裁(FAQ 5.をご参照)と同様であり、米国内にある役員の資産が凍結され、米国金融システムへのアクセスが拒否されます。

5. 外国人に科される制裁はどのようなものがありますか？ 刑事罰は含まれますか？

制裁法規則は多岐にわたっているため、制裁の種類は関係法規則や E.O.によります。影響が大きい制裁措置としては以下のものが挙げられます。

- (i) 米国金融システムへのアクセスが禁止され、それにより制裁対象行為に関係しない送金であっても米ドル決済ができなくなる
- (ii) 米ドル電子決済を含む米国管轄下にある資産が凍結される。
- (iii) 外国企業の執行役員、代表者、支配株主の米国入国が禁止される。
- (iv) 外国企業の代表役員に対して制裁が科される。
- (v) 船舶が2年間米国への入港を禁止される場合がある(FAQ 11 をご参照)。

6. 外国人にも民事罰や刑事罰が科されますか？

最近の E.O. 及び ISA 並びにそれを改定する CISADA や ITRASHA で規定されている一連の制裁には、外国人に対して民事罰や刑事罰を科すことは含まれていません。但し、**International Emergency Economic Powers Act (IEEPA)**では、OFAC により実施されている制裁規則の違反、未遂、共謀等に対して民事罰及び刑事罰を規定しており、その対象は米国人に限定されていません。OFAC の規則は基本的に米国人を対象とする制裁規則で構成されており、イランに関して言えば、イランや SDN 掲載者の利益となるようなサービスの輸出を含め、米国人がイランに関係したり SDN リストに掲載された人/企業/船舶に関係する取引を行うことを事実上一切禁止しています (OFAC はイラン以外の国々の制裁規則も管轄しており、IEEPA の下で科されるペナルティーはイラン取引に限られませんが、本 FAQs ではイランに焦点を当てます)。

かつては、IEEPA は米国人にのみ適用されると考えられてきました。しかしながら、IEEPA はその適用を米国人に明確に限定しておらず、米国当局は最近になって、米国の一般的管轄権に服するもの(例えば米国に所在していなくとも実体的に米国関係ビジネスを行っている企業)は誰であれ、米国人による制裁規則違反を助長することにより IEEPA の適用対象となるとの見解を示しました。対象者は、US\$250,000 か取引額の 2 倍の高額な方の民事過怠金と 1 件の違反当たり最大 US\$1,000,000 の刑事罰金並びに最長 20 年の懲役刑が科される可能性があります。

例えば、ある外国銀行は、米ドルの電子送金に際して当該取引と制裁対象国との関連についての記載を削除したことで IEEPA に違反したとの嫌疑を OFAC によりかけられました。OFAC の主張としては、外国銀行の行為により米国銀行は OFAC 規則に違反する送金を実行させられ、米国銀行は (意図せずに)イランやその他の制裁対象国へ米国の金融サービスを輸出してしまったので、外国銀行は IEEPA の適用対象となる違反を犯したというものでした。最終的には OFAC と外国銀行との間で解決合意がなされましたが、当該嫌疑は IEEPA に関する限り米国が最近幅広い解釈を採用していること及び外国人にも適用されることを示しています。

従いまして、IEEPA の下、米国で実体的にビジネスを行っていて、OFAC の管轄下にある規則を米国人が違反するのに寄与した外国人は、民事罰及び刑事罰の対象となります。そのようなケースはまれかもしれませんが、例えば船主もしくはクラブが実体的に及び定期的に米国内でビジネスを行っており、イランや SDN に関係する取引のために米ドルを受け取ったり支払ったりしていて、例え米国人が当該取引に関与していなくとも、当該取引にイランや SDN 関係が含まれるという事実を隠すように支払指図書を操作した場合が該当するでしょう。

7. 米国により科される様々な制裁で用いられる主な用語について教えてください。

各法規則でそれぞれの用語の定義がありますが、いくつかの制裁規則で見られる主な用語は以下の通りです。

- 「**Due diligence**」; 明確な定義はどの規則でもなされていませんが、一般的に外国人が制裁対象行為を行わないような十分な手続きや手段を実施しているかどうかが含まれます。Due diligence を尽くす上で何が求められるかは状況によります(Due diligence に関しては FAQ 10 をご参照)。

- 「**Financial institution**」；とりわけ代理店や引受会社を含む保険会社が含まれますが、「foreign financial institution」という用語が用いられる場合には保険会社は含まれず、伝統的な銀行機関を指します。
- 「**Knowingly**」；ある人物/企業が、実行、状況、結果について実際に知っていたか、あるいは知り得るべきだったことを意味します(**Knowingly** の意味については **FAQ 9** をご参照)。
- 「**Petrochemical product**」；エチレン、プロピレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、アンモニア、メタノール、ウレアを含む、芳香化合物、オレフィン、合成ガス、及び当該ガスの派生物が含まれます(制裁対象になる可能性のある特定の **Petrochemical products** のガイダンスとして、国務省の「制裁情報及びガイダンス」をご参照下さい <http://www.state.gov/e/eb/tfs/spi/iran/fs/200316.htm>)。
- 「**Petroleum resources**」；石油、石油精製品、原油、液化天然ガス、天然ガス資源、原油または液化天然ガスタンカー、原油や液化天然ガスの輸送に用いられるパイプラインの建設/維持に使用される製品が含まれます。
- 「**Refined petroleum products**」；ディーゼル、ガソリン、ジェット燃料(ナフサタイプ及びケロセソタイプ)のジェット燃料を含む)及び航空機燃料用ガソリンを意味します(制裁対象になる可能性のある特定の **Petroleum products** のガイダンスとして、国務省の「制裁情報及びガイダンス」をご参照下さい <http://www.state.gov/e/eb/tfs/spi/iran/fs/200316.htm>)。
- 「**Significantly**」；明確な定義はありませんが、財務省発行のガイダンスによると、「Significance」の判断には多くの要素が関係し、そこにはサイズ、数、頻度、タイプ、複雑度、商業目的、制裁対象者に与えられる最終的な経済的利益が含まれるとされます。但し、上記で説明したとおり、外国人への制裁を実施する主管庁は国務省(財務省ではなく)です。確証はありませんが、国務省も取引が重大かどうかの判断に同様の要素を考慮する可能性が高いと思われます。

8. Specially Designated Nationals (SDN) List とはどのようなものですか？

SDN リストは OFAC により作成され定期的に更新されており、OFAC は当該リストを以下の通り説明しています。

「制裁実施の一部として、OFAC は、制裁対象国により所有/支配されていたり、制裁対象者を代理している個人や企業のリストを発行します。また、特定国に限定されない制裁プログラムの下で指定されたテロリストや麻薬密売人のような個人、グループ、企業もリストしています。」

(リストは次のサイトでご覧頂けます <http://sdnsearch.ofac.treas.gov/>)。海外所在の米国民を含む米国人は、OFAC からの特別のライセンスがない限り、SDN リストに掲載された者に関する取

引を行うことが禁止されます。

SDN リストそれ自体は外国人には適用されず、そのため外国人は SDN リストに掲載されている者との取引を禁止されません。但し、OFAC と国務省はともに、外国人が SDN リスト掲載者との取引を行った場合、評判に傷がつくだろうと示唆しています。さらに、米国人による SDN 違反を助長した外国人は IEEPA に基づき民事罰及び刑事罰の対象となる可能性があります(FAQ 5 をご参照)。また、2013 年 7 月 1 より NDAA 2013 の制裁規定の一部に SDN リストが取り込まれ、外国人は特定の物品及びサービスについて SDN リスト掲載者との取引が禁止されます(FAQ 17 をご参照)。従いまして、SDN リストに関係する制裁が科されるのを避けるため、外国人は SDN リスト掲載者が含まれる取引が米国管轄内で行われないこと(例えば米国銀行を通じた米ドル決済)及び当該取引が米国制裁対象となるようなものではないことを確認すべきです。

9. 米国の法の下、どの程度の過失責任がある場合に制裁が適用されますか？

概して、米国制裁は「意図的に」行われた行為を対象とします。特定の制裁での要求によって、「意図的」は実際に知っていたことの証明が必要かもしれませんし、別の場合にはある者がその行為、状況、結果を知り得べきだったというだけで十分かもしれません。ある者が特定の行為、状況、結果を知り得べきだったかどうかを判断する上で考慮される明確な要素や基準はありません。知り得べきだったかを判断する上で、米国当局は due diligence の判断と同様に(FAQ 10 をご参照)、外国人が制裁対象行為を行うかもしれない可能性に対して十分な手続きや手段を実施していたかどうかを調査すると思われま

10. 保険サービス提供者が「Due Diligence」を尽くした場合に制裁適用免除になるとはどういうことですか？

各種の制裁規則では、保険提供者が制裁対象行為に保険提供しないよう十分な「Due diligence」を尽くした場合には制裁を科さないと規定しています。Due diligence は特に定義されていませんが、ほとんどの場合、due diligence による制裁免除を規定する制裁規則では、制裁対象行為に対してサービスを提供しないとの確立され強制化された方針/手続/監督がある場合、(再)保険サービスの提供者は制裁対象にならないと規定されています。

明確な定義はないものの、国務省はその意味についてガイダンスを発行しています。当該ガイダンスは due diligence を尽くすためにどのようなステップを踏むべきかについて様々な例を挙げており、例えば、取引にイラン所有/支配の企業が含まれないことを確認し、定期的に OFAC の SDN リストをチェックし、よく知らない企業については民間データベースで検索しその企業の所有構造を確認すること、また、原油、石油製品、石油化学製品の輸送の場合にはその貨物がイラン産でないことを確認することが挙げられています。

また、国務省によると、制裁対象行為に関係する損害についてカバー除外とする規定を挿入することも due diligence の方策であり、P&I カバーに関して言えば、メンバーが制裁により禁止されるリスクのカバーを求めた場合にメンバー資格を剥奪することが含まれるとのこと。さらに、国務省は、厳格な引受要綱の制定と潜在的な被保険者の動向を注視し制裁対象行為を引き受けるリス

クを低減させる体制を確立することも due diligence に含まれるとしています。最後に、国務省は、方針及び手続には制裁対象行為に対して「積極的かつ厳格に適用される」企業ルール、イランとの制裁及び禁止行為に関する従業員への指示、行為の監視、顧客の行為に関する調査/確認が含まれるべきと指摘しています。

11. イランから原油及び石油製品を輸送している外国企業について、現在どのような行為が制裁対象とされていますか？

・イランからの原油の輸送

船舶がイランから第三国への原油の輸送に用いられていて、船舶がそのように使用されていることを実船主が「実際に認識」していた場合、当該実船主は制裁の対象になります。また、実船主以外の所有者、オペレーター、管理者、保険者も船舶がそのように使用されていることを「知っていたか知り得べきだった」場合、制裁の対象となります(ITRASHA に規定)。

(註)：国務省のガイダンスによると、イラン「から」というのはイランで実際に積載される場合だけに留まらず、積地に関わらずイランが原産国である場合も含まれることを意味しています。

(註)：「貯蔵」については明示されていませんが、国務省によると、イラン産原油の貯蔵も制裁対象に該当し、当該貯蔵に関する保険の提供も実際の輸送への保険提供と同様に制裁対象行為と見做されるとのことです。

(註)：原油輸送時に米国から NDAA 免除を受けている国へイランから原油を輸送する場合には制裁は科されません。米国はイラン産原油の輸入を大幅に削減したことを示す国に NDAA 免除を与えています。現在、ベルギー、中国、フランス、ドイツ、ギリシャ、インド、イタリア、日本、マレーシア、ポーランド、シンガポール、南アフリカ、韓国、スペイン、スリランカ、台湾、チェコ、オランダ、英国、トルコの 20 か国が NDAA 免除を受けています。

(追記)：国務省/財務省からの明示やガイダンスはありませんが、NDAA 免除により制裁が科されない行為に対して保険を提供する保険者も制裁免除されると考えています。

・原油及び石油精製品がイラン産であることを隠ぺいすること

船舶がイラン産原油や石油精製品であることを隠して輸送し、実船主がそれを実認識していた場合、当該実船主は制裁の対象になります。また、実船主以外の所有者、オペレーター、管理者、保険者も船舶がそれを「知っていたか知り得べきだった」場合、制裁の対象となります(ITRASHA に規定)。

船舶の Satellite Tracking Device の稼働を停止することも隠ぺいに含まれます。

イラン政府、National Iranian Tanker Company、IRISL、及びこれら 3 社の所有/支配下にあると米国が認めたその他企業による船舶の所有、運航、支配を隠すことも隠ぺいになります。OFAC が発行/更新している SDN リストに船舶が載っている場合、船舶が上記イラン関係者の所有/運航/支配下にあると実際に認識されているものと見做されます。

SD リストは <http://sdnsearch.ofac.treas.gov/> で検索できます。

(註)：制裁対象行為を行った船舶は**2年間**米国諸港への Landing が禁止される可能性があります。Landing については定義されていませんが、幅広く解釈され、とりわけ、米国入港、米国での入渠、米国での荷役が禁止されると考えられます。

12. イランからの原油及び石油精製品の輸送に関して、保険者にも制裁が科されますか？

科されます。上記 FAQ 11 で述べた行為に対して、ISA 及びそれを改定する CISADA と ITRASHA に基づき(再)保険者も制裁の対象となります。但し、FAQ 10 で述べたとおり、(再)保険者が due diligence を尽くした場合には制裁が科されないこともあります。

13. その他のイランとの取引に関して保険者が制裁の対象になるものはありますか？

あります。次の行為について保険者は制裁を科される可能性があります。

- ・「イランによる石油精製品の輸入能力の拡大に直接かつ著しく寄与する」物資、サービス、技術、情報、サポートの販売、リース、提供に対して保険もしくは再保険を提供すること。「イランへ石油精製品を輸送するために船舶や SHIPPING サービスを提供すること」も当該物資、サービス、サポートに含まれます(CISADA)。

(註)：当該規定は上記 FAQ 10 で述べた「due diligence」による免責対象となります。

- ・「大量破壊兵器の拡散や国際テロ支援に関するイラン政府の活動に実質的に寄与する」物資をイランへ、またイランから輸送することに対して保険もしくは再保険を提供すること(ITRASHA)。

- ・ National Iranian Oil Company や National Iranian Tanker Company、あるいはその後継企業に対して保険、再保険、保険サービスを提供すること。

(註)：当該 NIOC や NITC に関する規定も上記 FAQ 10 の「due diligence」による免責対象となります。また、農産物、食糧、医薬品、医療機器のイランへの提供や人道物資の提供については制裁適用除外となります。

上記に加え、NDAA が 2013 年 7 月 1 日に施行された場合、保険者はかなりの制裁リスクに晒されることとなります。NDAA 2013 は、NDAA 2013 やその他の既存の制裁規則(法規則及び E.O.を含む)の下で制裁対象となる活動や、「NDAA の下で制裁対象となるイランのエネルギー、海事、造船分野における活動」に対して「意図的に」保険、再保険、保険サービスを提供する者について制裁を規定しています(エネルギー、海事、造船分野に関する制裁については FAQ 17 で扱っています)。また、NDAA 2013 は、貴金属、黒鉛、鋼鉄等の NDAA 2013 でカバーされる禁止物資をイランから、またイランへ販売、提供、輸送することに対して意図的に保険を提供する者に対する制裁を規定しています(FAQ 17 をご参照)。

(註)：NDAA 2013 に基づく保険者への制裁も、FAQ 10 で述べた due diligence の免責対象となります。

14. 特に石油、石油製品、石油化学製品に関し、現在外国人に対して科される制裁は他にどのようなものがありますか？

全てを網羅しているわけではありませんが、特に海事及び保険分野に関して制裁対象となる可能性のある行為の概要は以下の通りです。

・ イランへ石油精製品を輸出もしくは輸送すること

一定額以上の石油精製品をイランへ販売、提供すること、もしくは「イランによる石油精製品の輸入能力の拡大に直接かつ著しく寄与する」一定額以上の物資、サービス、サポートを販売/提供することが禁止されます。後者には、(i)そのような物資、サービス、サポートの販売、リース、提供に対する保険提供、(ii)イランへ石油精製品を輸送する船舶/ SHIPPING サービスの提供、(iii) 物々交換やその契約、及びそれに対する保険/再保険の提供、が含まれます(制裁が発動される取引額については FAQ15 をご参照)(CISADA)。

(註)：保険者に関し、当該制裁対象行為の保険引き受けを行わないよう *due diligence* を尽くしていた場合には制裁を科されないと規定されています。

・ 石油資源に対する投資

イランの石油資源開発能力の拡大に「直接かつ著しく」寄与する一定額以上の投資を意図的に行うことも禁止されます(CISADA)。

・ 石油製品及び石油資源のイラン国内での製造に関する物資及びサービスの提供

(i)イランによるイランに所在する石油資源の開発能力の維持/拡大、(ii)石油精製品の輸送に資する港湾設備、鉄道、道路の建造を含むインフラや、石油精製機器の建造、近代化、修理に対する直接かつ著しい協力を含む国内での石油精製品の製造に関する拡大/維持に直接かつ著しく寄与する一定額以上の物資、サービス、サポートを意図的に提供することが禁止されます(制裁が発動される取引額については FAQ 15 をご参照)(CISADA 及び E.O. 13590)。

米国当局によると、上記(ii)の規定は物資やサービスの提供への投資の範囲に該当しない立ち上げ段階の油やガス活動への制裁を意図したものとのことです。例としては、金額制限を超えない油田装置の提供が該当します。

・ 石油化学製品のイランの国内製造に関する物資及びサービス

石油化学製品のイラン国内製造の維持/拡大に直接かつ著しく寄与する物資、サービス、サポートを意図的に提供すること(E.O. 13590)

(註)：当該制裁は、発動対象となる金額がその他の制裁よりも若干低く設定されています。

これら物資またはサービスのマーケットバリューが US\$250,000、もしくは 12 か月間の累積で US\$1,000,000 を超えると制裁対象となります

(制裁が発動される金額については FAQ 15 をご参照)。

・ イランからの購入または取得に関する取引

イランからの石油、石油製品、石油化学製品の「購入または取得に対する多大な取引」に意図

的に従事すること(E.O. 13622)。

(註)：当該制裁では、輸送、保険、 SHIPPING サービスについて言及されていませんが、国務省の非公式の指摘では、本制裁は広範に適用され、物資の輸送(及びそれに対する保険提供)は購入または取得に欠かせない一部であり、船主/用船者または保険者も制裁対象とされます。

(註)：また、国務省によると、「貯蔵」も輸送の一部と見做されるとのことです。従いまして、貯蔵すること(当該貯蔵用船舶に保険を提供すること)も購入または取得に不可欠な一部とされ、当該貯蔵を行う者や保険を提供する者は制裁対象とされます。

(註)：さらに、国務省のガイダンスによると、イランからというのは積地がイランである場合だけでなく、積地がどこであれ該貨がイラン産である場合も含まれます。

・ NIOC、NICO、イラン中央銀行との取引

NIOC、NICO、イラン中央銀行の支援やイラン政府による米ドル紙幣や貴金属の購入/取得(入手経路を問わず)の支援のため、アシスト、融資、金融支援、物資/技術、サポート、サービスを意図的にかつ実質的に提供すること。

15. 上記で述べられている制裁発動のための金額とはどのようなものでしょうか？

上記で述べたとおり、いくつかの制裁はイランに提供される物資、サービス、サポートの金額が、通常一つの取引当たり US\$1,000,000、12 か月間の累積で US\$5,000,000 を超えた場合に制裁が発動されるという条項を含んでいます。

輸送に関して、対象金額は提供される輸送の価格(例えば海上運賃)なのか、輸送される禁止貨物の価格なのか判然としません。規則自体ではこの点について明確にされておらず、OFAC 及び国務省との非公式協議でも明確にされませんでした。

保険提供に関して、国務省は以前に対象金額は保険者が受け取る保険料をベースとすることを示唆していましたが、ガイダンスでは合計金額がフリートベースなのか船ごとなのか示されていません。金額規制がある法規則や E.O は全て取引一件当たりの金額と 12 か月間の累積金額とを規定しています。しかしながら、保険サービスに関しては保険料の取り扱いに関する国務省からの明確なアドバイスがないことから、制裁対象金額となるのは年間保険料なのか制裁対象航海を行っている間の日割り保険料なのか正確なアドバイスをすることができません。また、ガイダンスは NDAA 2013 の施行前に出されたものであり、NDAA 2013 はこれらの保険サービス提供者が被るリスクを拡大しています(FAQ 13 をご参照)。NDAA 2013(2013 年 7 月 1 日施行)の下、保険者は制裁規則や E.O で制裁対象とされている行為に対してサービスを提供すると制裁が科されるリスクがあります。従いまして、保険がカバーする行為が一定金額を超え制裁対象になった場合、例え保険料が制裁発動金額に達していなくとも保険者は制裁を科される可能性があります。

16. 米国は兵器や核技術の開発に対してどのような制裁を科していますか？それらの制裁は海運及び保険分野にどのような影響がありますか？

- **海運及び保険サービス**

大量破壊兵器の拡散や国際テロ支援に関するイランの活動に実質的に寄与する物資の販売、リース、または同物資をイランから、またイランへ輸送するための船舶、保険、再保険、その他海運サービスを意図的に提供した場合、制裁対象となります (ITRASHA)。

- **移動及び積み替え**

別の者(どこに所在していようと)が、イランへ物資、サービス、その他を輸出、移動、積み替え、提供し、それらがイランによる化学兵器、生物兵器、核兵器、関連技術の獲得や開発、先進非核兵器の増強能力に実質的に寄与するであろうと知っていた、もしくは知り得べきだった場合、その者(どこに所在していようと)へ物資、サービス、その他を輸出、移動、積み替えをした者には制裁が科されます(ITRASHA)。

17. イランのエネルギー、海運、造船分野に対して、米国はどのような制裁を科していますか？

2013年7月1日より NDAA 2013 が施行され、イランのエネルギー、海運、造船分野に関する取引に対して幅広い制限が加えられます。主要な関係規定は以下の通りです。

- **SDN リスト掲載者との取引**

SDN リストに掲載されているイラン人への多大な金融、物質的、技術的、その他サポートの提供、物資やサービスの提供、当該イラン人を代理しての取引を外国人が意図的に行った場合、米国内の資産が凍結されます。

- **エネルギー、海運、造船に関する取引**

イランのエネルギー、海運、造船分野の一部にある者、もしくはイラン諸港を運営する者への多大な金融、物質的、技術的、その他サポート、物資やサービスの提供、その者を代理しての取引を外国人が意図的に行った場合、米国内にある資産が凍結されます。

(註)：本規定も幅広い港湾との取引が含まれる構成になっており、明確になっていません。

- **貴金属及び特定物資に関する取引**

(i) 貴金属(金等)や(ii)黒鉛、アルミニウムや鉄鋼のような未加工または半製品金属、石炭、産業プロセス集積のためのソフトウェアにつき、これらが(a)イランのエネルギー、海運、造船産業に関係して使用される場合、(b)SDN リスト記載のイラン人に販売、提供、移送される場合、(c)イランの核、軍事、弾道ミサイルプログラムに関係して使用される場合、これらを直接的か間接的かを問わず意図的にイランからまたはイランへ販売、提供、移送した外国人には制裁が科されます。

NDAA 2013 では保険提供を含むサービスについて特に定義していませんが、NDAA 2013 の規定では NDAA 2013(もしくはイランに対する制裁に関するその他の法規則)に違反する取引に対して保険サービスを提供すると保険提供者に制裁が科されるとしています(FAQ 13 ご参照)。従いまして、上記の禁止規定は保険提供も含まれるものと見做されるべきです。